

「育業」 応援プロジェクト Q&A

分類	No.	質問事項	回答
経費全般について	1	経費負担の対象となる「キャンペーン・イベント等」は、イベント会場等に人を集めて行うものが対象か。	リアルで集客等を行うものだけでなく、オンラインで実施するもの、書籍・雑誌・WEBサイト上で実施するもの、映像・動画の制作、物品の製作・配布等、幅広く対象とします。
	2	既に実施を決定しているイベント等に愛称のロゴマークを冠すれば、イベント経費全体が支援対象となるのか。	既存の取組と組み合わせて行う場合は、愛称を活用した取組により新たに発生した経費のみを対象とします。
	3	自社の製品やサービスに、愛称のロゴマークを表示すれば、経費の支援対象となるのか。	原則として、愛称の活用により新たに発生した経費のみが対象であるが、愛称及びロゴマークを主たるテーマとして新たに企画した商品・サービス等であり、新規性や普及啓発効果が高いものについては、その限りではありません。
	4	人件費は経費の支援対象となるのか。	提案者が雇用している社員・アルバイト等の人件費は対象になりません。
	5	事業実施中に当初計画から支出額に増減が生じる場合はどうしたらよいか。	都の負担額は、交付決定額が上限となります。また、事業及び経費の内容に変更が見込まれる場合は事前にご相談ください。
応募対象事業の要件について	6	キャンペーン・イベント等の参加者から参加料を徴取することは可能か。	無償であることは応募要件ではありませんが、幅広く多くの方が参加でき、高い波及効果が得られることが必要です。
	7	自社の従業員の育休取得を推進するためのキャンペーン・イベント等も応募可能か。	自社の従業員を主たる対象として実施するものは、応募の対象外です。